

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋一丁目25番8号  
I N E S T 株 式 会 社  
代表取締役社長 執行 健太郎

## 第25回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

当社が、法令および当社定款第15条の規定に基づき、第25回定時株主総会招集ご通知の提供書面のうち、当社ウェブサイト (<https://inest-inc.co.jp/>) に掲載することにより、当該提供書面から記載を省略した事項は、下記の通りでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 事業報告の以下の事項

- ・「4. 新株予約権等に関する事項」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・「5. 会計監査人の状況」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・「6. 会社の体制および方針」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

#### 2. 連結計算書類の以下の事項

- ・「連結注記表」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

#### 3. 計算書類の以下の事項

- ・「個別注記表」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

以 上

#### 4. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況(2021年3月31日現在)  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項(2021年3月31日現在)  
2018年12月26日に発行したI N E S T株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の未償還残高の全額を2020年5月15日で繰上償還いたしました。

##### 第1回新株予約権

発行決議日	2020年8月24日
割当日	2020年9月16日
新株予約権の数	12,110個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,211,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり120円
行使価格	1株あたり73円
権利行使期間	2023年7月1日から2027年6月30日まで
新株予約権の行使の条件	(注)
役員の保有状況	12,110個(3名)
うち取締役(社外取締役を除く)	12,110個(3名)
うち社外取締役	—
うち監査役	—

##### (注) 新株予約権の行使の条件

- 本新株予約権者は、2021年3月期から2023年3月期までの各連結会計年度に係る当社の連結損益計算書に基づく償却前営業利益(連結損益計算書上の営業利益に有形固定資産に対する減価償却費及び無形固定資産に対する償却費を加算して算出される額とする。以下同じ。)が、それぞれ以下の額を全て超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。  
2021年3月期 150百万円  
2022年3月期 200百万円  
2023年3月期 250百万円
- 2021年3月期から2023年3月期までの各連結会計年度に係る当社の連結損益計算書に基づく償却前営業利益に関し、いずれかの連結会計年度において、前項記載の償却前営業利益に関し、いずれかの連結会計年度において、前項記載の償却前営業利益の目標数値を下回った場合、当該連結会計年度に係る有価証券報告書を当社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、本新株予約権は消滅する。
- 上記1及び2に関し、国際財務報告基準の適用等により、参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
- 本新株予約権者は、権利行使時において当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。但し、以下のいずれかに該当する場合その他相当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。  
(1) 本新株予約権者が当社又は当社子会社の監査役に就任した場合  
(2) 本新株予約権者が会社都合により当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合(但し、本新株予約権者が懲戒解雇若しくは解任された場合及び下記5に記載の場合に該当する場合を除く。)

5. 本新株予約権者が著しい非違行為を行った場合、重大な職務違反行為を行った場合又は当社と競業関係にある会社・組織等の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合（当社の事前の書面による承諾を得た場合を除く。）であって、本新株予約権に本新株予約権の行使を認めることが相当ではないと当社が合理的に判断したときは、当社は当社よりかかる通知を受けた新株予約権者は、本新株予約権を行使することができなくなるものとする。
6. その他の条件については、取締役会決議に基づき、本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 第2回新株予約権

発行決議日	2021年1月20日
割当日	2021年2月5日
割当先	東海東京証券株式会社
新株予約権の数	66,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 6,650,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり67円
当初行使価格（下限行使価格）	1株あたり109円（77円）
権利行使期間	2021年2月8日から2024年2月8日まで
行使価格の修正条件	本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。
その他	当社は、下記の内容について、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と東海東京証券株式会社（以下「割当先」といいます。）との間で締結した買取契約（以下「本買取契約」といいます。）において合意しております。 ①割当先に対して行使すべき本新株予約権の数を決定の上本新株予約権を行使すべき旨を要請することができること ②当社は、割当先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を定めて、本新株予約権の不行使を要請することができること ③割当先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の買取を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は本新株予約権を買い取る ④割当先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬

55百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、相当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、M&Aに関するデューデリジェンス業務および国際財務報告基準（IFRS）に関するアドバイザー業務に対する対価を支払っております。

#### (4) 責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人 有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、受嘱者に悪意または重大な過失があった場合を除き、受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として委嘱者から受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

#### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

### 6. 会社の体制および方針

#### (1) 業務の適正を確保するための体制と運用状況

##### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (イ) コンプライアンス担当取締役を定め、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役および全従業員が法令・定款・社内規程およびその他これに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を定めるものとします。
- (ロ) 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢・毅然とした態度で対応するものとし、当社が定める基本方針に則り、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとします。
- (ハ) 内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的にコンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。
- (ニ) 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う窓口を設置するものとします。
- (ホ) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行うものとします。

##### ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書につき、当社が定める文書取扱規程に従い、適切に保管および管理するものとします。また、取締役および監査役は、必要に応じて随時当該文書の閲覧をすることができるものとします。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 当社のリスク管理を定めた危機管理規程を制定し、リスクカテゴリーごとの担当部署および担当責任者を設置し、継続的に管理するものとします。
- (ロ) 内部監査部門が各部署のリスク管理の状況を監査し、コンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。
- (ハ) リスクに関する情報は迅速かつ正確に関係部署に報告されるようにするものとします。

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図るものとします。

- ・職務権限・意思決定ルール of 策定および見直し
- ・取締役および事業部長を構成員とする経営会議の実施
- ・予算管理規程に基づく中長期計画の策定、事業部門ごとの業績目標と予算の設定、および月次・四半期業績管理の実施
- ・経営会議および取締役会による月次もしくは四半期ごとの業績のレビューと改善策の実施

##### ⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (イ) 当社は、子会社における業務の適正を確保するため、子会社のセグメント別の事業ごとに子会社、それぞれの責任を負う担当取締役または担当部署および担当責任者を設置して責任体制を明確化するとともに、取締役、関係部署および責任者が連携して、子会社における職務執行および事業状況、リスク事項等に係る情報共有を図り、子会社におけるコンプライアンス・法令遵守体制、リスク管理体制を構築するものとします。
- (ロ) 当社内部監査部門は、子会社の業務全般に関する監査を実施し、検証および助言等を行うものとします。

- (ハ) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項および当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングするものとします。また、セグメント別の事業ごとに設置された担当取締役または担当部署および担当責任者を通じて、子会社の事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行うものとします。
- (ニ) 当社は、当社および子会社（以下本号および(ヘ)において「グループ」といいます。）全体のリスク管理の方針を危機管理規程において定めるとともに、グループ全体のリスク管理を統括する部署を設置し、グループ各社におけるリスク管理について、総括的に監査を行い、管理するものとします。なお、当該リスク管理統括部署は、子会社におけるリスク管理状況に関する監査結果を、定期的にコンプライアンス担当取締役または代表取締役に報告するものとします。
- (ホ) 当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、コンプライアンス担当取締役または代表取締役を長とする対策委員会を設置し、外部専門家とも連携し、適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大の防止に努めるものとします。
- (ヘ) 当社は、子会社の機関設計および業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督するものとします。
- (ト) 当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行うものとします。
- (チ) 当社は、子会社の役員および従業員に対し、当社および子会社に共通して適用されるコンプライアンスに係る規程または方針を策定し、法令・定款・社内規程およびその他これに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を浸透させるものとします。当社は、当社の内部監査部門を通じて、定期的の子会社に対する内部監査を実施し、内部監査部門に、その結果をコンプライアンス担当取締役または代表取締役に報告させることにより、子会社における法令・定款違反を未然に防止するとともに、発見された問題への対策を適時適切に講じるものとします。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (イ) 当社は、監査役から要請があった場合、必要な員数および求められる資質について監査役と協議の上、監査役の監査業務を補助する人員（以下「監査役補助人」といいます。）を配置するものとします。
- (ロ) 監査役補助人の任命・解任・人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。
- (ハ) 監査役補助人は、他の職務の兼任を妨げられないものとします。但し、監査役から兼任する職務内容を変更するよう請求があった場合には、合理的な理由がない限り、当社は、当該監査役補助人の兼任職務内容を変更するものとします。なお、監査役補助人は、監査役の職務の補助業務に関しては、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けないものとします。
- (ニ) 取締役および従業員は、監査役の要請により、以下の措置を講じるほか、監査役補助人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力するものとします。
- ・監査役補助人が、監査役に同行し、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保すること。
  - ・監査役補助人が、監査役に同行し、代表取締役、業務執行取締役や会計監査人との意見交換の場に参加すること。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制ならびに監査役に報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ) 取締役および従業員は、次に定める事項を監査役および監査役会に報告するものとします。
- ・会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事項
  - ・内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
  - ・重大な法令定款違反
- (ロ) 子会社の取締役、監査役および従業員が、子会社に関する前号に定める事項を発見した場合は、当該子会社の取締役もしくは監査役を介して、または直接に、当社の担当部署に報告を行うものとし、当該報告を受けた者は、速やかに、当該事項を当社の監査役および監査役会に報告を行うこととします。なお、当社は、これらに係る必要な体制の整備を行うものとします。

- (ハ) 当社の取締役および従業員ならびに子会社の取締役、監査役および従業員は、法令および社内規程に定められた事項のほか、当社の監査役から報告を求められた事項について、速やかに当社の監査役および監査役会に報告するものとします。
- (ニ) 前三号に係る報告をした者が、当該報告を理由として、人事上その他一切の点で当社から不利益な取扱いを受けることがないようにするものとします。
- (ホ) 前号に伴い、監査役は、取締役または従業員から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないものとするとともに、監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価および懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができるものとします。

⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

⑨ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 監査の実効性を確保するため、取締役および従業員ならびに子会社の取締役、監査役および従業員は、当社の監査役がその職務を執行するために必要とする報告を求めたときは、その職務の執行に関する事項の説明を行うものとします。
- (ロ) 当社は、監査役会が要請した場合、当該要請に応じられない合理的な理由がある場合を除き、監査役職務の執行に適した監査役会室を設置するものとします。なお、監査役会室の設置に関する事項に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。
- (ハ) 当社は、監査役が要請した場合、監査役が代表取締役・業務執行取締役や会計監査人と意見交換をする場を設けるものとします。
- (ニ) 内部監査部門は、監査役と定期的に内部監査結果について協議および意見交換をするなどし、情報交換および緊密な連携を図るものとします。
- (ホ) 当社は、社外監査役として、弁護士、公認会計士、税理士その他外部専門家を選任するよう努めるものとし、また、監査役会の合理的な要請により、会社の費用負担により、独自のアドバイザーとして、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができるような体制を整えるものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当事業年度における主な会議の開催状況として、取締役会は13回開催され、取締役職務執行の適法性を確保し、取締役職務執行の適正性および効率性を高めるために当社と利害関係を有しない社外取締役が参加いたしました。その他に監査役会を12回開催し取締役職務執行の監査等を行いました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役およびその他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を行い、連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、以下のとおり業務の適正を確保するための活動を行っております。
  - (イ) 内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行および子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。
  - (ロ) 当社の役員に対して、コンプライアンス意識の醸成を高めることを目的としたコンプライアンス研修及びWEBテストを実施いたしました。
  - (ハ) 当社グループに複数存在する子会社について、各社の状況や存在意義を改めて確認した上で、子会社2社を整理統合いたしました。
  - (ニ) 当社子会社における業務リスクを意識したモニタリングを実施し、また社内稟議のモニタリングの強化を図る等により、子会社の統制の有効性を高めてまいりました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。

しかしながら、業績および財務状況等を勘案いたしました結果、誠に遺憾ながら当期末の配当につきましては、見送りとさせていただきます。

当社は、成長中の企業であり更なる高成長をするための投資ならびに財務体質の強化を行い、企業価値を高めることが株主の利益につながると考えております。

今後は、経営成績に応じた利益配分を行うことを基本方針として、将来の事業展開と企業体質強化のための内部留保の確保を図りつつ、業績および配当性向等を総合的に勘案して決定する所存であります。

(注) 事業報告に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

株式会社ジョインアップ

日本企業開発支援株式会社

株式会社アイ・ステーション

株式会社P a t c h

株式会社L i g h t U p A L L

株式会社どうぶつでんき

株式交換を実施したことにより株式会社アイ・ステーション及び株式会社アイ・ステーションの子会社である株式会社L i g h t U p A L L及び株式会社どうぶつでんきを連結の範囲に含めております。また、新たに株式を取得したことにより株式会社P a t c hを連結の範囲に含めております。

株式会社E P A R Kモール及び株式会社E P A R Kライフスタイルは、株式を売却したことにより連結の範囲から除外しております。

非連結子会社はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社

持分法適用の関連会社の数 1社

持分法適用の関連会社の名称

株式会社メディカ・ソリューションズ

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### (イ) 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

###### (ロ) たな卸資産

商品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### (イ) 有形固定資産

定額法によっております。

###### (ロ) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

###### (イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### (ロ) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

###### (ハ) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

###### (ニ) 解約調整引当金

契約者の早期解約による収受済み代理店手数料の返戻に備えるため、返戻見込額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間  
10年間の定額法により償却を行っております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ) 消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

(ロ) 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。

(ハ) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## 2 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「未収入金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました「ソフトウェア」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました「破産更生債権等」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「受取利息」及び「持分法による投資利益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において「特別損失」の「その他」に含めておりました「子会社株式売却損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

## 3 会計上の見積りに関する注記

(1) のれんの減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
のれん	1,534

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

株式会社アイ・ステーションの支配を獲得した際に生じたのれん1,038百万円及び株式会社Patchの支配を獲得した際に生じたのれん495百万円について、減損の兆候があると判断され、対象となる連結子会社からそれぞれ得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとなります。割引前将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した会社ごとの事業計画を基礎として見積もられ、事業計画の見積りには高い不確実性を伴い、この経営者による判断が割引前将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼします。

当連結会計年度においては、減損損失の計上は不要と判断しておりますが、将来キャッシュ・フローが想定より減少した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	119

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に提供している資産及び担保に係る債務

担保に提供している資産

定期預金	100百万円
計	100百万円

担保に係る債務

短期借入金	200百万円
計	200百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 24百万円

5 連結損益計算書に関する注記

(1) 受取精算金

広告ソリューション事業の終了による取引関係の解消に伴い、取引先からの一括精算金146百万円を計上しております。

(2) 減損損失 43百万円

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

セグメント	用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
法人向け事業	事業資産	無形固定資産その他 (ソフトウェア)	東京都文京区	14
		無形固定資産その他 (顧客関連資産)	東京都文京区	28

当社グループは、事業セグメントを基礎とし、事業別に資産のグルーピングを行い、減損損失の認識の判定をしております。

一部事業の資産について、当初想定していた収益を見込めなくなり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により算出しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを10.0%で割り引いて算出しております。

ただし、将来キャッシュ・フローがマイナスである資産グループについては、割引計算は行っておりません。

6 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
普通株式	59,953,925株	5,062,500株	—	65,016,425株
A種優先株式	—	22,710,000株	—	22,710,000株

(注) 1. 2020年8月1日を効力発生日として当社を株式交換完全親会社、株式会社アイ・ステーションを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。これにより普通株式の発行済株式総数が712,500株増加し、A種優先株式の発行済株式総数が22,710,000株増加しております。

2. 新株予約権の権利行使により、普通株式の発行済株式総数が4,350,000株増加しております。

## (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
普通株式	144株	—	—	144株

(3) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 6,650,000株

## 7 金融商品に関する注記

## (1) 金融商品の状況に関する事項

## ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業投資計画等に照らして、必要な資金を金融機関からの借入や株式の発行等の資本取引により調達しております。

## ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に長期保有目的の投資有価証券、業務上の関係を有する企業の株式であり、実質価額が下落するリスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は主に運転資金を目的としたものであります。このうちの一部は、金利の変動リスクに晒されております。

## ③ 金融商品に係るリスク管理体制

## ・信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

## ・市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に発行体(取引先企業等)の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

## ・資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

## ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

(単位：百万円)

金融商品の種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金及び預金	1,766	1,766	—
② 売掛金	1,022		
貸倒引当金(※1)	△4		
差引	1,018	1,018	—
資産計	2,784	2,784	—
③ 買掛金	246	246	—
④ 未払金	964	964	—
⑤ 短期借入金	700	700	0
⑥ 長期借入金(※2)	254	249	△4
負債計	2,164	2,160	△4

(※1) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金も含めております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金、② 売掛金、③ 買掛金、④ 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 短期借入金、⑥ 長期借入金

これらの時価については元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される割引率で割り引いて算定する方法によっております。

2 非上場株式等(連結貸借対照表計上額20百万円)、敷金及び保証金(連結貸借対照表計上額377百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

8 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 7円84銭  
(2) 1株当たり当期純利益 2円22銭

9 企業結合等に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、株式会社アイ・ステーション（以下「アイ・ステーション」という。）との間で、当社を株式交換完全親会社、アイ・ステーションを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を実施することについて決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2020年8月1日を効力発生日として実施され、アイ・ステーションは当社の完全子会社となりました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称	株式会社アイ・ステーション
事業の内容	法人向け携帯電話の販売 通信回線サービス及び電力小売供給契約の媒介

② 企業結合を行った主な理由

アイ・ステーションは、携帯電話やスマートフォンをはじめとした多数の商品の営業活動を法人や個人向けに展開しており、全国的な営業基盤を有しております。

当社グループと共通するビジネスモデルで収益を確保してきた企業を株式交換で取得することにより、両社の販売網や販売チャネル、多数の顧客基盤と商品等が結合し、収益機会が拡充され、当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものであると判断したため、本株式交換を実施することを決議いたしました。

③ 企業結合日

2020年8月1日

④ 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、アイ・ステーションを株式交換完全子会社とする株式交換

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式交換により、当社が同社の議決権の100%を取得するためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2020年7月1日から2021年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	当社の普通株式の時価	46百万円
	当社のA種優先株式の時価	1,476百万円
取得原価		1,522百万円

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付する株式数

① 株式の種類別の交換比率

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	アイ・ステーション (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 普通株式の交換比率	1 (普通株式)	375 (普通株式)
本株式交換に係る 種類株式の交換比率	1 (A種優先株式)	375 (B種優先株式)

(注)株式の割当比率

アイ・ステーションの普通株式1株に対して、当社の普通株式375株を割当て交付いたしました。また、アイ・ステーションのB種優先株式1株に対して、当社のA種優先株式375株を割当て交付いたしました。

② 株式交換比率の算定方法

本株式交換における交換比率の算定について、公正性・妥当性を確保するため個別に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。

③ 交付する株式数

普通株式 : 712,500株  
A種優先株式 : 22,710,000株

(5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 4百万円

(6) 発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

1,122百万円

② 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,322百万円
固定資産	471百万円
資産合計	1,794百万円
流動負債	1,350百万円
固定負債	43百万円
負債合計	1,394百万円

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高 : 1,001百万円

営業利益 : 34百万円

(概算額の算定方法)

企業結合が当該連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。また、企業結合時に認識されたのれんが当連結会計年度の開始の日に発生したもとして償却額を算定しております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(取得による企業結合)

当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、株式会社P a t c h (以下、「P a t c h」という。)の全株式を取得し子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2020年8月1日付で全株式を取得し子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称、事業の内容

被取得企業の名称	株式会社P a t c h
事業の内容	ナチュラルミネラルウォーターの取次販売事業 新電力小売事業

② 企業結合を行った主な理由

P a t c hは、訪問販売やテレマーケティングを通じてウォーターサーバーや新電力の営業活動を日本全国の法人、個人向けに展開しており、当社グループと共通するビジネスモデルで収益を確保してきた企業であることに加え、当社グループにはない販売網や営業力と多彩な販売チャネル、多数の顧客基盤と商品を有しております。

P a t c hを取得することで収益機会が拡充され、当社の企業価値及び株主価値の向上につながると判断したため、子会社化することを決議いたしました。

③ 企業結合日

2020年8月1日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として全株式を取得するためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2020年7月1日から2021年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金 (未払金を含む)	500百万円
取得原価		500百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 1百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

536百万円

② 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額並びにその主な内訳

流動資産	258百万円
固定資産	21百万円
資産合計	280百万円
流動負債	316百万円
固定負債	1百万円
負債合計	316百万円

- (7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高：487百万円

営業利益：19百万円

(概算額の算定方法)

企業結合が当該連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。また、企業結合時に認識されたのれんが当連結会計年度の開始の日に発生したもとして償却額を算定しております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(注) 連結注記表に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法によっております。
- ② その他有価証券  
時価のないもの  
移動平均法による原価法によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
定額法によっております。
- ② 無形固定資産  
定額法によっております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金  
役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。
- ② 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。
- ③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用  
当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

### 2 表示方法の変更に関する注記

#### （「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

#### （損益計算書）

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

### 3 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 関係会社株式の評価

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
関係会社株式	2,027

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

株式会社アイ・ステーションに対する投資1,526百万円及び株式会社P a t c hに対する投資501百万円は、超過収益力を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額と比べて相当高い価額で当該会社の株式を取得しております。したがって、対象となる関係会社の将来の事業計画に基づき、超過収益力の金額が減少し、将来にわたってその状態が続くと予想され、超過収益力が見込めなくなった場合、実質価額が取得価額の50%を下回っている限り評価損を計上をすることになります。超過収益力を含めた実質価額の見積りは、経営者が作成した会社ごとの事業計画を基礎として見積もられ、事業計画の見積りには高い不確実性を伴い、この経営者による判断が超過収益力を含めた実質価額の見積りに重要な影響を及ぼします。

当事業年度においては、評価損の計上は不要と判断しておりますが、事業計画による実質価額が想定より減少した場合、翌事業年度の計算書類において評価損が発生する場合があります。

#### (2) 繰延税金資産の回収可能性

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
繰延税金資産	11

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記(2) 繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

### 4 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 3百万円

#### (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

- ① 短期金銭債権 162百万円
- ② 短期金銭債務 17百万円
- ③ 長期金銭債務 110百万円

#### (3) 債務保証

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社アイ・ステーション 500百万円

### 5 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引高

##### ① 営業取引

売上高 58百万円  
仕入高 1百万円  
その他の営業取引高 19百万円

② 営業取引以外の取引高 4百万円

#### (2) 受取精算金

広告ソリューション事業の終了による取引関係の解消に伴い、取引先からの一括精算金146百万円を計上しております。

- 6 株主資本等変動計算書に関する注記  
 当事業年度末の自己株式の種類及び総数  
 普通株式 144株

- 7 税効果会計に関する注記  
 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳  
 繰延税金資産

繰越欠損金	572	百万円
関係会社株式評価損否認	60	百万円
投資有価証券評価損否認	99	百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	0	百万円
その他	31	百万円
繰延税金資産小計	765	百万円
繰越欠損金に係る評価性引当額	△565	百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△188	百万円
評価性引当額小計	△754	百万円
繰延税金資産合計	11	百万円

- 8 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	株式会社 光通信	(被所有) 直接 36.0% 間接 0.8%	資本提携	関係会社株式の購入	187	長期未払金	110
				利息の支払 (注1)(注2)	2		
				株式交換による 新株の発行 (注3)	1,522	—	—
主要株主	SBI イノベーション ファンド1号	(被所有) 直接 10.4%	資本提携	1年内償還予定の転換社債型 新株予約権付社債の償還	500	—	—
				利息の支払 (注2)	1		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 関係会社株式の購入価額については、両者協議の上決定しております。  
 2. 利率については、市場金利等を勘案し双方協議の上、決定しております。  
 3. 株式会社アイ・ステーションの完全子会社化を目的とした株式交換であり、第三者算定機関による交換比率の算定結果をもとに両社協議の上決定しております。

## (2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	日本企業 開発支援 株式会社	所有 直接 100%	役員兼務 資本提携	資金の返済  利息の支払 (注1)(注2)	100 2	関係会社 長期借入金	400
子会社	株式会社 ジョインアップ	所有 直接 100%	役員兼務 資本提携	増資の引受け (注3)  資金の回収  利息の受取 (注1)(注2)	90 31 0	— —	— —
子会社	株式会社 アイ・ステーション	所有 直接 100%	役員兼務 資本提携	債務保証 (注4)	500	—	—

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付及び資金の借入の取引金額は、当事業年度における純増減額を記載しております。  
2. 貸付金利率及び借入金利率については、市場金利等を勘案し双方協議の上、決定しております。  
3. 当社が株式会社ジョインアップの行った第三者割当増資を1株につき50,000円で引き受けたものです。  
4. 債務保証について、株式会社アイ・ステーションの借入金に対して債務保証を行っており、保証料の受領はありません。

## (3) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社の 子会社	株式会社 EPARK メディアパートナーズ	—	営業取引	精算金の受け取り	146	—	—
その他の 関係会社の 子会社	株式会社 プレミアム ウォーター ホールディングス	—	—	関係会社株式の購入  利息の支払 (注1)(注2)	67 0	未払金	67
その他の 関係会社の 子会社	株式会社 NFC ホールディングス	—	—	関係会社株式の購入  利息の支払 (注1)(注2)	244 3	—	—

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 関係会社株式の購入価額については、両者協議の上決定しております。  
2. 未払金の利率については、市場金利等を勘案して双方協議の上決定しております。

## 9 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	5円86銭
1株当たり当期純利益	0円61銭

## 10 企業結合等に関する注記

連結注記表「9.企業結合等に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(注) 個別注記表に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。